

平成 27 年 12 月 22 日  
新国立競技場整備計画  
再検討のための関係閣僚会議

## 新国立競技場の整備に係る財政負担について

新国立競技場の工事費等の財源については、「新国立競技場の整備計画」（平成 27 年 8 月 28 日、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づき、国と東京都の間で検討を進めてきた。

これまでの議論を踏まえ、同競技場の整備に係る財政負担については以下のとおりとする。

- (1) 新国立競技場の整備は、「新国立競技場の整備計画」に基づき、国が責任を持って進める。
- (2) 東京都も、2020 年東京大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう全面的に協力する。その際、都民への便益（別紙 1）を踏まえ、整備費用の一部を分担する。
- (3) 財源、分担対象経費、分担割合等の財源スキームについては、別紙 2 のとおりとする。
- (4) 上記（3）の財源スキームを実施するために必要となる独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）等の改正案については、別紙 3 のとおりとする。

## 都民への便益（主なもの）

### (1) 2020年東京大会の開催

新国立競技場は、2020年東京大会の開会式・閉会式、サッカー、陸上競技が行われるメインスタジアムとなる極めて重要な施設であるとともに、開催時には、多くの都民が大会の感動を体感できる機会を得る。

### (2) 大会後のレガシー（スポーツの振興、観光の振興等）

- ・ 新国立競技場は、大会後には、都心に立地し、神宮外苑地区のスポーツクラスターの中核施設として、大規模なスポーツ大会やイベントが開催され、都民がスポーツを観戦する機会を増やし、都民のスポーツへの興味や関心の喚起につなげる。
- ・ また、合わせて、スポーツを行う都民を増やし、急速に進む高齢化社会の中で、健康増進効果も期待できる。
- ・ さらに、国際都市東京にふさわしいスポーツ環境が整備され、国際スポーツ大会等の誘致により、国際交流や観光の拠点ともなり、国際相互理解の促進や東京の魅力を世界に発信することにつながる。

### (3) 周辺環境の向上

- ・ 新国立競技場は、屋内だけでなく屋外動線においても、利用者にとって機能的でわかりやすく、ユニバーサルデザインへの配慮がなされる。最寄駅（JR千駄ヶ谷・信濃町、東京メトロ外苑前・青山一丁目・北参道、都営地下鉄国立競技場の各駅）から競技場までのアクセスが円滑になり、車両動線と歩行者動線は分離され、安全性が確保される。また、敷地の東西の高低差に対しても、車いす利用者等が無理なく移動可能となるなど、敷地全体でバリアフリーが確保される。
- ・ 敷地内に立体都市公園化される都立明治公園は、園路や広場、植栽などが再整備され、競技場利用者だけでなく、散策などで訪れる人々の憩いの場となるとともに、オープンスペースの整備により、新国立競技場などの集客性を踏まえた利用者の安全性、防災性の確保にもつながる。

### (4) 防災機能の強化

- ・ 神宮外苑地区は、地震等の発災時には、新宿区、渋谷区、港区の避難場所となるが、新国立競技場の整備によりアクセシビリティが向上し、円滑な移動が可能となるため、避難者を受け入れやすくなる。また、スタ

ジアム観客席や諸室など、施設の屋内外で避難者を受け入れるスペースが確保される。

- さらに、新国立競技場には、従業員、施設利用者及び外部からの帰宅困難者受入に伴い必要となる飲食料等の備蓄（約8万人相当）のための防災備蓄倉庫が整備され、神宮外苑地区における防災拠点として機能強化が図られる。

#### (5) 交通対策

新国立競技場に駐車場が整備されることにより、円滑な交通の確保が図られる。

#### (6) 経済波及効果

新国立競技場を整備し、今後、様々なスポーツ大会やイベントが行われることにより、長期にわたって都内に多大な経済波及効果がもたらされる。

## 財源スキーム（別添参照）

### (1) 財源

「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」とする。

### (2) 分担対象経費

① スタジアム本体及び周辺整備費 (1,550 億円程度)

② 設計・監理等費用 (40 億円程度)

③ 旧国立競技場の解体工事費 (55 億円程度)

上記①～③の合計額 1,645 億円程度から、以下のア、イの経費を除いた 1,581 億円程度を対象経費とする。

ア 「上下水道工事」(27 億円程度)

…独立行政法人日本スポーツ振興センター（J S C）負担

イ 「道路上空連結デッキ」(37 億円程度) …東京都負担

### (3) 分担割合<sup>1</sup>

「国の負担」：「スポーツ振興くじの特定金額」：「東京都の負担」

= 2 : 1 : 1

(注) 以下の要因により、上記(2)の経費に不足が生じた場合には、この割合で負担する。

- ・賃金又は物価等の変動が生じた場合
- ・消費税率 10%が適用される場合

### (4) その他の経費

① 埋蔵文化財調査費、日本青年館・J S C本部棟移転経費、計画変更に伴い回収不可能となった費用、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用及びその他の関連経費については、J S Cが負担する（東京都は負担しない）。

② 道路上空連結デッキ、東京体育館デッキ接続及び現都営住宅地公園整備の費用については、東京都が負担する。

<sup>1</sup> スポーツ振興くじの特定金額を J S C の特定業務勘定に繰り入れること及び収益（センター法附則第 8 条の 3 の規定による読替え後の第 22 条第 1 項に規定する収益をいう。）の一定割合とされている国庫納付金の割合を見直すことについては、いずれも国庫納付金の減少につながる。このため、「スポーツ振興くじの特定金額」のうち、国庫納付金の減少見合いの額については、「スポーツ振興くじの特定金額」ではなく、「国の負担」に含める。

## センター法等の改正案（概要）

### (1) スポーツ振興くじの特例措置

平成28年度から平成35年度までの間、スポーツ振興くじについて次の特例を設ける。

- ①特定金額の上限割合を、現在の売上金額の5%から10%に引き上げる。
- ②収益から国庫納付する割合を、現在の3分の1から4分の1に引き下げる。
- ③収益から地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する助成に充てる割合を、現在の3分の1から8分の3に引き上げる。

### (2) 都道府県の負担

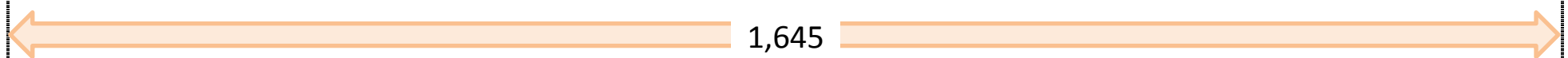
JSCが行う特定のスポーツ施設の整備に要する費用について、都道府県が一部負担するための根拠規定を設ける。

# 新国立競技場整備に係る財源スキーム

別添

(単位:億円程度)

工事(スタジアム本体・周辺整備) 設計・監理等	1,550 40	解体工事 55
合計		<b>1,590</b>



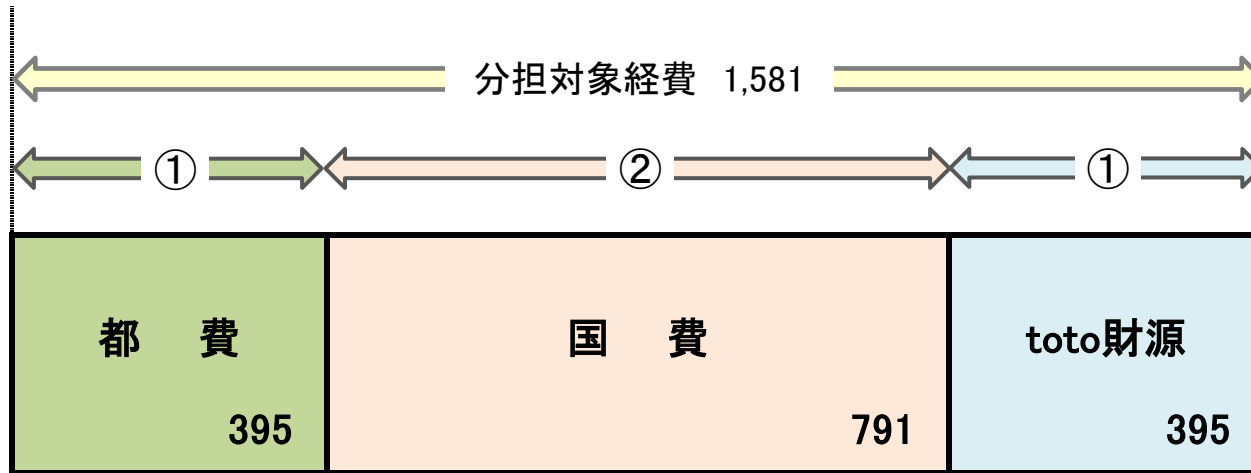
道路 上空 デッキ 37	分担対象経費 1,581	上下 水道 工事 27
-----------------------	-----------------	----------------------

都 費 395	国 費 791	toto財源 395
------------	------------	---------------



# 新国立競技場整備及び関連経費

(単位:億円程度)



都が負担する経費

